

## 熊本市附属機関設置条例の一部改正について

熊本市附属機関設置条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

## 熊本市附属機関設置条例の一部を改正する条例

熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表1の表中23の項を削り、24の項を23の項とし、25の項から72の項までを1項ずつ繰り上げ、同表73の項中「熊本市子どもの死亡事案に関する詳細調査委員会」を「熊本市こどもの死亡事案に関する詳細調査委員会」に改め、同項を同表72の項とし、同表中74の項を73の項とし、75の項から78の項までを1項ずつ繰り上げ、79の項を削り、80の項を78の項とし、81の項から88の項までを2項ずつ繰り上げ、同表に次のように加える。

87	熊本市地域包括支援センター運営事業受託事業者選定委員会	熊本市地域包括支援センター運営事業に係る受託事業者の選定について審議する。
88	こども局指定管理者候補者選定委員会	こども局が所管する公の施設の指定管理者候補者選定等について、必要な事項を審査する。
89	熊本市土地利用方針検討委員会	本市の土地利用の方針等について、必要な事項を審議する。
90	中央区役所指定管理者候補者選定委員会	中央区役所が所管する公の施設の指定管理者候補者選定等について、必要な事項を審査する。

別表5の表中8の項を削り、9の項を8の項とし、10の項を9の項とし、11の項を10の項とし、12の項を削り、13の項を11の項とし、14の項を12の項

とし、15の項を13の項とし、同表に次のように加える。

14	熊本市生涯学習推進計画策定委員会	次期熊本市生涯学習推進計画を策定するため、必要な事項を審議する。
15	天明校区施設一体型義務教育学校施設整備事業者選定審議会	天明校区施設一体型義務教育学校施設整備事業に係る受託事業者の選定について、必要な事項を審議する。
16	熊本市教育行政審議会	本市の教育行政の在り方について、必要な事項を審議する。

#### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

#### (提出理由)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく附属機関を設置する等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。